

平成31年度「学校いじめ防止基本方針」

学校名	福岡県立ありあけ新世高等学校
課程又は 教育部門	全日制

学校番号

73

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめ防止対策推進法第3条（基本理念）

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

このことを受け、本校ではいじめ防止対策推進法第13条「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような重点目標を持って、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈本校の重点目標〉

- (1) 【校内体制の整備】・・・全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、いじめ問題への組織的な対応体制を確立する。
- (2) 【いじめ防止教育の推進】・・・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) 【早期発見・対応】・・・いじめを受けた生徒の生命・心身を保護するとともに、迅速に誠意ある対応をする。
- (4) 【地域社会との連携】・・・学校、家庭・地域住民・家庭その他の関係諸機関等の連携のもと、いじめの問題を克服する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはいつでも、どの学校でも、どの生徒にも起こりうるという基本的認識を踏まえて、全ての生徒を対象にいじめに向かわないための未然防止に全ての職員で組織的に取り組む。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていくとともに、関係諸機関等と連携し道徳教育の充実を図っていく。

加えて生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していく教育環境をつくる。

さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意をはらう。また、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現の為に、必要かつ適当な合理的配慮の提供を行う。

〈本校における取組〉

(1) いじめについての共通理解

「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成を進め、また、十分理解させるよう根気強く指導を徹底する。

(2) 生徒の主体的な活動の推進

- ①生徒会を中心に、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- ②相談箱を置くなどして生徒同士で悩みを聞き合う活動など、生徒自身の主体的な活動を推進する。
- ③ボランティアなどの主体的な活動を推進することにより「自己有用感」を高める。

(3) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ①運動・スポーツや読書、誰かに相談するなどしてストレスに適切に対処できる力を育む。
- ②自己有用感、自己肯定感を育む道徳教育、人権教育、生活体験・体験活動の充実

(4) 授業改善

- ①授業中に生徒の不安や不満が高められていないかという観点から、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを基本とする。
- ②心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事・特別活動に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくりを行う。

(5) いじめの防止等のための対策に係わる人材の確保

- ①教職員の目が行き届き、生徒一人ひとりに対してきめ細かく対応できる教育環境を整備する。
- ②心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者、弁護士など、外部専門家等の活用を推進する。

(6) いじめの防止等のための職員研修の実施

- ①年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題や教職員のカウンセリング能力等の向上に関する校内研修を実施する。
- ②「障がい者差別解消法」の主旨を踏まえ、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員へ正しい理解の促進を図るとともに、「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現していく。
- ③体罰については暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、体罰によらない指導の徹底を図る。

(7) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

保護者などにいじめの問題やこの問題への取組について理解を促す啓発活動、保護者研修の開催など広報の充実を図る。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①毎月のアンケート調査を行い（心と体のアンケート、いじめアンケート《記名式、無記名式》、学校生活アンケート）内容については随時検討し見直す。
- ②各学期における面談の実施（二者面談、三者面談）
- ③保護者への協力要請（保護者用いじめチェックシートの活用、啓発パンフレットの配布）
- ④いじめに関する学校教職員全体での情報の共有
- ⑤定期的な取組体制の点検・評価
- ⑥取組体制の周知
- ⑦実態把握の体制の周知
- ⑧保健室や相談室利用の周知
- ⑨電話相談窓口の周知（啓発パンフレット配付など）
- ⑩個別相談、教育相談（スクールカウンセラー、訪問相談員など）

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

- ①いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策委員会を活用して行う。
- ②いじめが疑われるような行為を確認した場合は、上記の「組織」を通じて事実確認を行い、いじめとして対応すべき事案かどうかを判断する。その際、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ③心理的又は物理的な影響があると思われるにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
- ④いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、

被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、PTA・保護者の協力、関係諸機関・専門機関との連携の下で取り組む。

⑤インターネット等を利用したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を積極的に進める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ることを踏まえ、相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し早い段階からの的確に関わりを持ち、事実関係の把握、いじめの対応に係る記録を残すとともに、いじめの対策のための「組織」にすみやかに報告を行い、全職員で情報の共有を図り組織的に対応をする。

②発見した場合は、行われている行為を止めるとともに、「いじめ防止対策委員会」にすみやかに報告を行い組織的に対応する。

③いじめの疑いのある事案を把握した段階で、迅速かつ適切に県教育委員会へ電話で第一報を行う。

④下記の要綱に沿って事実確認を行う。

- ◆加害者と被害者の確認…誰が誰をいじめているのか？
- ◆時間と場所の確認…いつ、どこで起こったのか？
- ◆内容…どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
- ◆背景と要因…いじめのきっかけは何か？
- ◆期間…いつ頃から、どのくらい続いているのか？

⑤事実確認の結果は、校長が学校の設置者へ報告し、関係職員（担任など）が被害・加害生徒の保護者に連絡する。

⑥下記のような場合は、所轄警察署に相談する。

- ◆指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合
- ◆生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると判断した場合

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

①いじめられた生徒の自尊感情を高めるように留意して事実関係の聴取を行う。

②発見したその日のうちに、家庭訪問等により迅速かつ適切に保護者に事実関係を伝える。

③当該生徒の不安をできる限り除去するとともに、寄り添い支える支援体制をつくる。

④当該生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

⑤状況に応じて、各分野における外部専門家や関係諸機関の協力を得る。

⑥いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要かつ適切な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- ②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、理解・納得を得た上で協力を求めるとともに、再発防止に向けて協議・助言を行う。
- ③いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④指導にあたり、教育委員会の指導・助言を受け、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- ⑤毅然とした態度で対応し、教育上必要があるときは、規定に基づき適切に懲戒を加えることも考える。
- ⑥生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応していく。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えるよう促す。
- ②いじめに同調していた生徒には、それがいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③学級、学年もしくは学校全体の問題として捉えさせ、「傍観者」から「仲裁者」への転換を促す。
- ④「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させ、毅然とした態度で根絶しようとする姿勢を身につけさせる。
- ⑤全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。
- ②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。
- ③生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係諸機関の取組について周知する。
- ④生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいる状態を目安とする。
- ②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談により確認する。
- ③学校いじめ防止対策委員会での会議により校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒等の状況に至る原因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

（1）重大事態の発生と調査

- ①その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、いじめ防止対策委員会を母体とした組織を設置し調査をおこなう。
- ②重大事案が発生した場合は、校長は事態発生について速やかに県指定の様式にて教育委員会を通じ県知事へ報告する。
- ③調査は、専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者の参加により公平性・中立性を確保する。
- ④調査は事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、事実に向きあうことで当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

（2）調査結果の提供及び報告

- ①調査結果については、県指定の様式にて教育委員会を通じ県知事へ報告する。
- ②調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係を保護者へ適切に提供する。
- ③調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。
- ④情報提供に当たっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供すること。

6 いじめの防止等の対策のための組織

- （1）組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑤学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ②「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ③調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ②いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ③学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- ④学校評価においていじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。
- ⑤国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。